

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	北海道京極町

京極町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	京極町役場産業課林務係
所在地	北海道虻田郡京極町字京極527
電話番号	0136-42-2111
FAX番号	0136-42-3155
メールアドレス	sangyo@town-kyogoku.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、ニホンジカ、アライグマ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、キツネ、タヌキ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	京極町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	小麦、そば	被害面積 0.80ha 被害金額 212千円
ニホンジカ	小豆、大豆、馬鈴薯、人参、小麦、ビート、そば、カボチャ	被害面積 20.91ha 被害金額 14,554千円
アライグマ	ビート、スイートコーン	被害面積 0.21ha 被害金額 135千円
カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	—	被害面積 0ha 被害金額 0千円
キツネ	人参、スイートコーン	被害面積 0.08ha 被害金額 102千円
タヌキ	スイートコーン	被害面積 0.03ha 被害金額 39千円
その他	小豆、ビート	被害面積 0.03ha 被害金額 22千円
合計		被害面積 22.06ha 被害金額 15,064千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

1. ヒグマ

足跡など出没痕跡はやや増加傾向にあり、銃器・箱わなでの捕獲も前期計画期間3年間で5頭の実績となっている。電気柵等の防除体制が普及し、農業被害は減少傾向にあるが、全ての畑を囲うことは困難であり、結局は被害防除地区の外に移動して発生する。農作業時の人的被害が心配なことから、耕作地に面している字北岡、字松川、字大富、字錦、字東花、字更進について警戒する必要がある。

2. ニホンジカ

群れをなして行動している目撃情報をはじめ、北海道が実施したニホンジカライトセンサス調査の結果（H30年11頭、R元年3頭、R2年0頭、R3年10頭）から多くの圃場で夜間に出没し、町内全域で増加している。また、個体数の調査・実績の増加とともに、銃器及びくくりわなでの捕獲実績も増加（R3年度銃捕獲144頭、わな捕獲17頭）している。農業被害としては、春先の大豆等播種後の新芽食害をはじめ、年間を通した圃場内走行により、根菜類に傷が付く、乾燥豆類がはげるなどの影響が出てきた。また、京極町森林整備計画は、羊蹄山道有林被害実績から道有林に面する区域において、「鳥獣害防止森林区域」に設定している。

3. アライグマ

ふきだし公園周辺をはじめ市街地での徘徊、廃屋での捕獲をはじめ農家の納屋資材庫への侵入による保管物の汚損。捕獲実績（84頭）は横ばいで推移している。

4. カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）

農作物促成栽培シートをめくる、新芽をつまみ出すなどの被害も出てきている。市街地では、電線に止まったカラスからの糞が公道を汚損したり、乾燥後に舞い上がるなど公衆衛生上苦慮している。また、繁殖時期に人を威嚇、攻撃することがある。

5. キツネ

市街地での徘徊、廃屋をはじめ農家の納屋・資材庫への侵入による保管物の汚損。

6. タヌキ

農業用倉庫で飼料袋が荒らされるなど被害が発生している。また、糞尿により保管機材や飼料が汚損している。

※ 参考資料

ヒグマ・ニホンジカ等捕獲位置図を添付する（資料1）

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
ヒグマ	被害金額	212千円	169千円
	被害面積	0.80ha	0.64ha
ニホンジカ	被害金額	14,554千円	11,401千円
	被害面積	20.91ha	16.74ha
アライグマ	被害金額	135千円	100千円
	被害面積	0.21ha	0.16ha
カラス類 (ハシ ブトガラス、ハ シボソガラス)	被害金額	0.00千円	0千円
	被害面積	0.00ha	0ha
キツネ	被害金額	102千円	76千円
	被害面積	0.08ha	0.06ha
タヌキ	被害金額	39千円	26千円
	被害面積	0.03ha	0.02ha
その他	被害金額	22千円	18千円
	被害面積	0.03ha	0.02ha
合 計	被害金額	15,064千円	11,790千円
	被害面積	22.06ha	17.64ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>京極町は、わな猟免許取得・更新や箱わなの購入などに係る経費の80%を補助している。また京極町鳥獣捕獲員(非常勤職員特別職)を猟友会員の中から任命し、猟友会との関係を密にして目撃情報等には迅速に対応するようにしている。</p> <p>平成19年12月に関係者による被害防止対策協議会を発足し、情報の共有・連絡体制整備を確認。</p> <p>○ヒグマ 銃器(ライフル銃を含む)での捕獲許可を受けて地域の巡</p>	<p>○ヒグマ 猟友会員は、会社員など現役世代が多く、有事の際に出動できる</p>

	<p>回をしてきているが、捕獲が極めて困難であるため、箱わなによる捕獲も実施している。</p> <p>○ニホンジカ 銃（ライフル銃を含む）、くくりわなで捕獲を実施。</p> <p>○アライグマ 銃による捕獲、箱わなの設置。</p> <p>○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） 銃による捕獲、箱わなの設置。</p> <p>○キツネ 銃による捕獲、箱わなの設置。</p>	<p>会員が限定され、負担になってきており、新たな担い手の育成が急務である。</p> <p>○ニホンジカ 将来個体数が増加した時の農業被害の懸念及び捕獲個体の処理費用の増加、並びに新たな担い手の育成が急務である。</p> <p>○アライグマ 箱わな見回り負担の軽減。新たな担い手の育成が急務である。</p> <p>○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） 箱わな見回り負担の軽減</p> <p>○キツネ 箱わな見回り負担の軽減</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○ヒグマ、ニホンジカ 各農家は、電気柵（養蜂業者等設置）をはじめ、花火、爆音機などの威嚇機材の設置による追払い活動を実施。威嚇機の一部に効果が見られるものもあり、今後さらに普及していきたい。 農協は、農家に対して農作物の収穫残渣処理の徹底指導。</p> <p>※参考資料として、防除機材普及状況 （資料1）</p>	<p>○ヒグマ、ニホンジカ 効果が実証されている電気柵は、「ヒグマに学習」させる意味からも設置箇所を検討し、広く普及に努めることが必要。 緩衝帯の設置については、町内に広く設置することが重要。 効果が確認されている電気柵等を農家にどう普及推進するか。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>緩衝帯の設置については、町内地域が主体となって農地・農道などの草刈りを実施。</p>	

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課

題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

各種わな等の増設に伴う巡回体制の過密化が課題になっていることから、別に定める補助金交付要綱に基づき巡回体制の軽減化が図られると町が認めたIT活用機材導入についても予算の範囲内で推進を図る。

○ヒグマ

電気柵や点滅灯・爆音機などの威嚇機材については、町単独補助事業により積極的に設置等普及拡大を図るとともに、効果を実証されている緩衝帯とあわせた防除を行う。効果が無い場合、銃器（ライフル銃を含む）及び箱わなによる問題個体の駆除を行う。

また、住宅地近傍での出没痕跡を発見した場合で、銃・箱わなでの捕獲が困難な場所においては、動物駆逐用煙火により追い払い活動を実施する。

○ニホンジカ

基本的には銃器（ライフル銃を含む）による駆除、特定の場所に出没する場合は、くくりわなの設置、「追い込み」など実施する。農業者等に対するわな猟免許取得費用、くくりわな購入費、電気柵や爆音機などの威嚇機材については、町単独補助事業の活用により設置する等の普及拡大を図る。また、担い手育成対策として狩猟（銃猟）免許取得費用の一部、くくりわな等の購入費についても町単独補助事業の活用による取得を推進し有効な人材活用を目指す。

○アライグマ

銃器による捕獲、特定の場所に出没する場合は箱わなを設置する。農業者等に対する捕獲推進は、箱わな等購入費を町単独補助事業の活用により導入設置等の普及拡大を図る。

○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）

銃による捕獲。箱わなによる捕獲。

○キツネ

銃による捕獲。箱わなによる捕獲。

○タヌキ

銃による捕獲。箱わなによる捕獲。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標

を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○捕獲体制

京極町は、捕獲体制の中心的役割を担う鳥獣被害対策実施隊(鳥獣捕獲員)を狩猟免許所持者の中から任命し、身分は非常勤職員特別職とする。実施隊に係る捕獲経費(報酬)を予算化し、迅速に対応出来る環境を整え、住民には回覧板による情報提供の呼びかけを実施し、情報連絡の連携強化と共有化に努める。

農協は、組合員連絡網による情報提供呼びかけを実施。

北海道猟友会倶知安支部京極部会(銃器免許20名、わな猟免許14名)
ヒグマ用箱わな(役場備品1基、協議会1基)
カラス用箱わな(協議会1基)
鳥獣被害対策実施隊(鳥獣捕獲員)定員:30名

被害農業者等に対し狩猟免許取得を推進、きめ細かい設置と管理を自ら実施できるよう促すため捕獲猟具(猟銃を除く)に対しても町単独補助事業を活用するよう推進する。捕獲した鳥獣は、協議会と連携し適正に処理する。また、市街地でのアライグマ生息数拡大阻止するため、補助対象者を地域住民・町内会等に拡大し捕獲を推進している。

○捕獲・駆除権限

ニホンジカ・タヌキについては、北海道の許可権限委譲により京極町が有害鳥獣の捕獲許可を行う。また、ヒグマ・カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)・キツネについては、京極町が有害鳥獣の捕獲許可申請を行う。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)

アライグマについては、防除実施計画書に基づき、アライグマ防除従事者などと協力して駆除する

(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資

料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス) キツネ タヌキ	被害防止方法等知識の普及、被害防除 技術の導入、担い手育成・確保の手段と してわな猟、銃猟免許取得推進補助の実 施。 北海道ヒグマ保護管理計画に基づく、 捕獲技量向上を目的とした「人材育成捕 獲」の実施。
令和 6年度	ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス) キツネ タヌキ	同 上
令和 7年度	ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類 (ハシブトガラス、ハシボソガラス) キツネ タヌキ	同 上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入
する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○ヒグマ 威嚇機材による威嚇にもかかわらず、被害が現実が発生するおそれが高 いときに、当該出没個体を捕獲することとし、数値目標は特に設定しない。</p> <p>○ニホンジカ 被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は120頭。</p> <p>○アライグマ 防除実施計画書に基づき可能な限り捕獲する。数値目標は特に設定しな い。</p>

- カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）
被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は特に設定しない。
- キツネ
被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は特に設定しない。
- タヌキ
被害状況に応じて、出没個体を捕獲する。数値目標は特に設定しない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヒグマ	当該出没個体	当該出没個体	当該出没個体
	被害が現実が発生する恐れが高い時に当該出没個体を捕獲する。		
ニホンジカ	120頭	120頭	120頭
アライグマ	可能な限り	可能な限り	可能な限り
カラス	1000羽以内	1000羽以内	1000羽以内
キツネ	20頭	20頭	20頭
タヌキ	40頭	40頭	40頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容		
○ヒグマ 銃器（ライフル銃を含む）による捕獲又は被害防止対策（追い払い活動）を実施する。また、夜間等、銃器による対応が困難な場合は、箱わなによる捕獲を実施する。		
1. 捕獲手段	銃器（ライフル銃を含む）	箱わな
2. 実施時期	4月から12月及び3月	
3. 捕獲場所	京極町一円（字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）	
○ニホンジカ 銃器（ライフル銃を含む）による捕獲又は被害防止対策（追い払い活動）を実施する。くくりわなによる捕獲を実施する。		
1. 捕獲手段	銃器（ライフル銃を含む）	くくりわな
2. 実施時期	4月から3月	4月から3月

3. 捕獲場所	京極町一円（字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		
○アライグマ 防除実施計画書に基づき、アライグマ防除従事者などと協力して銃器、箱わな、エッグトラップ・くくりわなによる捕獲を合わせて実施する。			
1. 捕獲手段	銃器	箱わな	くくりわな
2. 実施時期	4月から3月（通年）		
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		
○カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） 銃器、箱わなによる捕獲を合わせて実施する。			
1. 捕獲手段	銃器	箱わな	
2. 実施時期	4月から3月（通年）	4月から3月（通年）	
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		
○キツネ 銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲を合わせて実施する。			
1. 捕獲手段	銃器	箱わな	くくりわな
2. 実施時期	4月から3月（通年）		
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		
○タヌキ 銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲を実施する。			
1. 捕獲手段	銃器	箱わな	くくりわな
2. 実施時期	4月から3月（通年）		
3. 捕獲場所	京極町一円（但し、字京極及び規則第7条第1項第7号の場所は除く）		

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカやヒグマのように獲物が大型の場合、殺傷能力が高いライフル銃が必要な場合があるため。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
京極町	ニホンジカ、タヌキ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヒグマ及びニホンジカ	電気柵 延長 10km 受益面積 25ha (京極町各地区)	電気柵 延長 10km 受益面積 25ha (京極町各地区)	電気柵 延長 10km 受益面積 25ha (京極町各地区)
※上記延長面積は、既存機材の更新も含む			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ヒグマ ニホンジカ アライグマ カラス類(ハブトガラス、ハシロガラス) キツネ タヌキ	協議会は、電気柵、爆音機など防除機材等の効果を普及する。 農協は、畑作物残渣除去指導、緩衝帯設置を推進する。 京極町は、防除機材の普及を図るため購入費用の補助をする。 また、鳥獣捕獲員の保安講習(動物駆逐用煙火)受講者の増員を図る。	協議会は、電気柵、爆音機など防除機材等の効果を普及する。 農協は、畑作物残渣除去指導、緩衝帯設置を推進する。 京極町は、防除機材の普及を図るため購入費用の補助をする。 また、鳥獣捕獲員の保安講習(動物駆逐用煙火)受講者の増員を図る。	協議会は、電気柵、爆音機など防除機材等の効果を普及する。 農協は、畑作物残渣除去指導、緩衝帯設置を推進する。 京極町は、防除機材の普及を図るため購入費用の補助をする。 また、鳥獣捕獲員の保安講習(動物駆逐用煙火)受講者の増員を図る。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ヒグマ 及びニホンジカ	緩衝帯の設置については、町内地域が主体となって農地・農道などの草刈りを実施。
令和6年度	ヒグマ 及びニホンジカ	同上
令和7年度	ヒグマ 及びニホンジカ	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

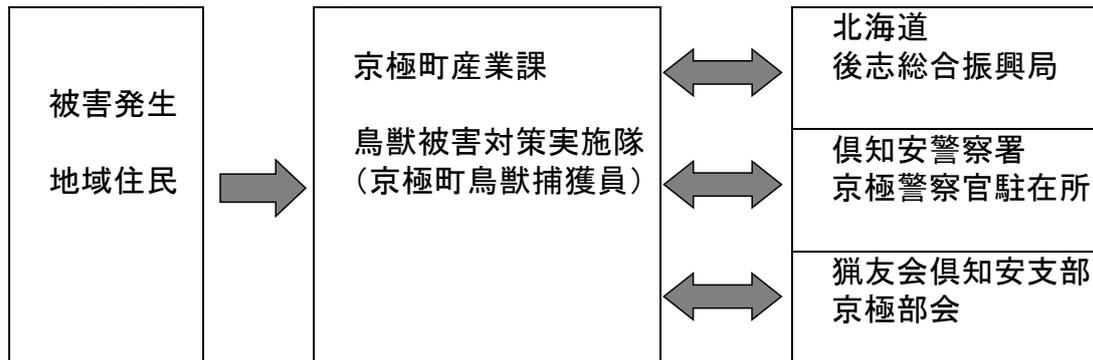
関係機関等の名称	役割
京極町産業課	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じて捕獲等許可に係る事務や指示
鳥獣被害対策実施隊 (京極町鳥獣捕獲員)	被害防止対策の実施
北海道 後志総合振興局	京極町に対する助言
倶知安警察署 京極警察官駐在所	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
猟友会倶知安支部 京極部会	被害防止対策の実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則持ち帰り、関係法令に従い適切に処理する。地形的要因等で持ち帰りが困難な場合は埋設処理をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	困いわな等で捕獲した運搬可能なニホンジカは、生体で食肉処理施設へ運搬し衛生的に処理することを基本とし、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（厚生労働省）」に基づき可能な限り有効活用すること。従来からの銃捕獲の場合であっても、食肉としての自家消費に努める。
ペットフード	現状利用なし。 需要見込みがあるようであれば、捕獲従事者へ連絡するとともに血抜き等の加工技術の向上研修を検討する。
皮革	現状利用なし。 需要見込みがあるようであれば、捕獲従事者へ連絡するとともに加工技術の向上研修を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状利用なし。 需要見込みがあるようであれば、捕獲従事者へ連絡するとともに加工技術の向上研修を検討する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

現在の取組はなし。需要見込みがあるようであれば、処理加工施設の取組等を検討する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現在の取組はなし。捕獲した鳥獣の有効活用の需要見込みがあるようであれば、人材育成の取組を検討する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	京極町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
京極町産業課	事務局は、産業課職員が担当し、協議会に関する連絡・調整及び被害防除施策の立案・対策の実施指導、被害実態調査を行う。
ようてい農業協同組合 京極支所	会長は、ようてい農業協同組合京極支所長とする。対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
ようてい森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策及び協力、出没痕跡など情報提供を行う。
猟友会倶知安支部京極部会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施（銃器、わな）を行う。
倶知安警察署 京極警察官駐在所	被害防除対策の実施指導を行う。
鳥獣保護監視員	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
後志森林管理署 京極森林事務所	国有林の被害情報の提供及び被害防除対策の実施指導を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
後志森林管理署	国有林の被害情報の提供及び被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局 農務課	被害状況の調査等、被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局 環境生活課	有害鳥獣捕獲許可、被害防除対策の実施指導
北海道後志総合振興局後志 農業改良普及センター	農作物被害防止助言・指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は、構成団体の中から京極町が任命し、協議会と連携を図り効果的な捕獲に取り組む。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

京極町鳥獣被害防止対策協議会が中心となり対策を推進していくが、各種団体や各町内会等においても積極的な関与を促し集団で取組を進めていく。

鳥獣被害地区の圃場所有者は、被害防除施設を一体的に取り組み、施設の受益者は適正な維持管理をする。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、京極町町内会長会議、まちづくり懇談会、農協地区別懇談会などで各種団体との情報交換会を開催する。

京極町鳥獣被害防止計画は、運用で内容が実態と乖離しないように関係機関と協議の上、計画変更を随時行うものとする。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。